

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（318））

2. 日時：令和2年4月20日 13時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐※、角谷安全審査官、照井安全審査官※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他28名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、第39条地震による損傷の防止、運転中の原子炉における格納容器破損防止対策の有効性評価（格納容器過圧・過温破損、高圧溶融物放出／格納容器雰囲気温度直接加熱、原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用、水素燃焼、溶融炉心・コンクリート相互作用）、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価、運転停止中原子炉内の燃料損傷防止対策の有効性評価等について、3月18日及び4月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽について、「格納槽内の他区域に溢水源は無く、屋外及び隣接建物からの流入もない」としているが、低圧代替中水槽の配置、貫通部止水処置を考慮した結果、溢水影響がないと評価していることがわかるように説明すること。
- 原子炉手動減圧に用いる弁の個数について、燃料被覆管にかかる荷重の観点から、安全弁6個と2個を使用した場合の比較を行っているが、更に加重が少ないと考えられる安全弁1個としなかった理由も含めて整理して説明すること。
- 格納容器内の酸素濃度計の構造及び原理について、熱磁気風式のガスの流れがどのような原理で生じるかを整理して説明すること。
- 島根2号の中性子源領域計装（SRM）及び中間領域計装（IRM）に、島根2号機ではスクラム信号として用いていないペリオド短（10秒）のスクラム信号を適用した場合を仮定した場合におけるスクラム信号が発生するまでの時間を評価しているが、その適用条件について整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし